

第五十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十四号

昭和四十三年四月二十三日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事 大石 八治君

理事 塩川正十郎君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

理事 青木 正久君

理事 岡崎 英城君

理事 木野 晴夫君

理事 渡海元三郎君

理事 藤田 義光君

理事 太田 一夫君

理事 三木 喜夫君

理事 門司 亮君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

自治 大臣 赤澤 正道君

出席政府委員

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省財政局長 細郷 道一君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 秋吉 良雄君

厚生省児童家庭局長 鈴木 猛君

局企画課長 門 員 越村安太郎君

同日

委員大村襄治君、塚田徹君及び渡海元三郎君辞

任につき、その補欠として野呂恭一君、中尾栄

一君及び辻寛一君が議長の名で委員に選任さ

れた。

四月二十三日

委員辻寛一君、中尾栄一君及び野呂恭一君辞任

につき、その補欠として渡海元三郎君、塚田徹

君及び大村襄治君が議長の名で委員に選任さ

れた。

委員大村襄治君、塚田徹君及び渡海元三郎君辞

任につき、その補欠として野呂恭一君、中尾栄

一君及び辻寛一君が議長の名で委員に選任さ

れた。

任につき、その補欠として野呂恭一君、中尾栄一君及び辻寛一君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○古川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 大体質問も終末でありますから、具體的な若干の点について質問をしたいと思います。

厚生省見えておりますか。——それでは厚生省のほうはあと回しにします。

過日、山本委員の質問がありました際に、清掃費の単位費用の問題について、特に清掃関係の職員の数について、従来毎年一応計画しておる数字にアプローチの努力がなされてまいったのでありますけれども、今年は今全くそれがなされておらな

い。清掃事業の改善の方策というのが全国市長会等で出されましたが、これは自治省の財政局の担当の方々もたくさんそのメンバーに入っている

おかなりの開きがあるわけでありまして、これについて、今年足踏みさして九十一名、四十二年と同様でありますけれども、今後一体どういふ具体的な計画でこの清掃改善委員会の結論に近づこうとするのか、具体的にお答えいただきたいと思

うます。

○細郷政府委員 交付税の基礎となります標準団体につきましては九十一人でございます。清掃委員会には御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

ります。御承知のように百十二人、こういってあります。御承知のように清掃委員会を考えてお

給与の問題については号俸上の差があります。それを三カ年で所定の号俸に乗せていく、こういう考えが大体出ておるわけですね。これは実情に即しないわけですから、どういふふうに改善する御意思か、これはひとつ承っておきたいと思

います。

○細郷政府委員 これは直接超過負担の対象事業ではございませんけれども、もう少しよく実態を調べて改善の方向で検討したいと思

います。

○細谷委員 対象ではありませんけれども、交付税の対象というのは、これは重要な基礎でありま

す。ですから超過負担の解消を叫んでおる自治省が、実質的に、この種のはっきりしておる人件費等について、地方団体に超過負担をしているよ

うなことはやはりみずから改めなければならぬのじやないかと私は思っております。こういふ点で、作業員は、たいへんよごれたり、そして、夏など

になりますとくさい、冬は寒い、そういう苛烈な条件の中において作業をしている人たちであります

から、しかもこれでは生活できないですよ。学校給食関係の調理員は一万七千八百六十八円、こ

ういふ給与で計算されておるのですから、問題があらうと私は思っております。いますぐ、きよこの段階でこれを改めて単位費用を直さなければど

うのこのといふことを、私は申し上げておるわけではございません。やはり計画的に実態にアプロ

チするといふ努力が必要であらうと思っております。先ほども人数の点についてはおおむね三年程度でそういう線に近づける努力をしてお約束

をいただいたのであります。これもそういう努力をすべきだと思っております。いかがですか。

○細郷政府委員 給与費の単価についてはなかなかむずかしい問題がございます。ことに交付税の需要単価で見るとどの程度に見たらよろしい

か、実態をもちろん調べてみなければならぬと思

ありますが、事態にそのまま追従というわけにもま  
いりません。交付税制度の性質上あるべき額の  
何%というようなことも考えなければならぬと思  
います。いずれにいたしましても、この問題に  
つきましてももう少しよく事態を見まして、財政  
事情の許す限り改善の努力をいたしたい、かよう  
に考えます。

○細谷委員 事態に即応するように改善するとい  
うことでありますから、ぜひそうしていただきた  
いと思います。

そこで、私が懸念いたしますのは、あるべき  
姿、事態に即応するあり方に給与を改定する、人  
員を充実していくことになりますと、あな  
たのほうで、すぐ始めることは、どうも金がかか  
てしうが、下請だ、こいう形に、特  
に自治省の財政局の指導方針というものは、何でも  
かんでも金で解決しちゃおうというふうな意識が  
あるわけですか、それから、さういふふうに改善さ  
れても、表面上は、いや原則が直管でございま  
す、必要があれば、条件があるところでは下請も  
よろしゅうございませう、あるいは、一部下請も  
けつこうです、こいうふうな指導してあります  
けれども、実際は地方団体にかなり強い圧力とな  
ってあらわれておることは、質問を通じて明ら  
かになったところでありませう。でありますから、  
下請について、この種の清掃事業というものは、市  
の住民に非常に関係の深いものですね、北九州の  
問題、週日のニューヨークの清掃ストの問題、た  
いへん深刻な問題なんですね。さういふことであ  
りますから、これはやはり自治体が責任を持つと  
いうことが原則、直管が原則だ、こう私は思うの  
です。何が何でも下請はいかぬ、その一部分でも  
いかぬなんということを私はここで申し上げよう  
とは思っておりませぬけれども、たてまえ、原則  
というものは直管なんだということをはっきりとこ  
でお約束できますか。

○細谷政府委員 これは、むしろ所管の厚生省の  
考え方によると思いますが、私どもも、原則とし  
ては直管であるということは十分承知をいたして

おります。ただ、あまりそのことばに硬直的に左  
右されないように、いろいろ財政の状況もある  
し、能率の状況もあるしいたしますから、住民  
サービスの低下を招くことのないような配慮のも  
とで委託ということをお考へるようには、こいうこ  
とを従来から指導いたしておるわけでございます  
。

○細谷委員 住民福祉が低下しないという大前提  
で、条件によってはさういふ配慮もやむを得な  
い、こいう考へに立っているというところであり  
ますね。この点についても一度お尋ねしたい。  
厚生省と自治省から出された数字、新しい清掃  
施設整備緊急措置法案の国庫補助のあり方につ  
いて、片や百八十億円、これは四十三年度ベース  
の自治省の数字であります。片や二百七十八億五千  
七百万円、こいう数字が出ておられます。

【委員長退席、大石(八)委員長代理着席】  
一歩前進のために、こいう新しい法律ができた  
以上は、国のほうも努力しなければいかぬ、地方  
団体もむろん努力しなければいかぬ、こいうこ  
とであります。残念ながら、四十二年度から始  
まっているこの五カ年計画も、四十二年、四十三  
年というものは旧態依然たる補助率であります。  
ですから私は、厚生省の補助率の引き上げ、国の  
援助の強化ということにはぜひやっていたかたなけ  
ればならぬと思っております。さういふ点で、  
厚生省は、前向きに財政措置を講じようとしてい  
るわけでありませう、自治省は、厚生省と同様  
に、この実現のために努力をお約束できるかどう  
か。さらに、秋吉主計官に、大蔵省としてもさう  
いふ線で努力をいたしますという御答弁をいただ  
きたいと思っております。お願いたします。

○細谷政府委員 単独事業と補助事業をどう分け  
るかということも、全体の負担の計算上は必要な  
ことでございます。その辺をもう少し詰めてみま  
せんと、実は、単純に補助率だけということには  
なかなかならないと思っております。ただ、清掃事業が  
都市におきましても非常に重要であるというこ  
とは、私どもも十分考へておりますので、さう

いいたことも踏まえながら関係省とよく相談をし  
てまいりたい、こいうふうな思ひます。  
○秋吉説明員 御指摘の各種の問題につきまして  
は、今後、関係各省間において、国、地方を通ず  
る財政事情等を勘案して十分検討なされるものと  
考へております。

○細谷委員 これはひとつ主官省が新しい法律を  
つくってこれを推進しよう、こいうことなんで  
あります。残念なことには、第一年度、第二  
目は従来の方式で参ったのでありますけれども、  
たいへん重要な問題でありますから、ひとつ大蔵  
省も、半頭半歩を進めるくらいのことにはぜひや  
っていただいて、そして、不十分ではありますけ  
れども、厚生省の考へに基づいて財政措置とい  
うものの強化も、ひとつぜひ実現していただきたい  
というこを要望したいと思ひますが、ちやうど  
大臣がいらっしゃってありますから、対岸の火災  
じゃありませんので、大臣のお答をいただきたい  
と思ひます。

○赤澤国務大臣 住民の生活に、文化的と申すこ  
とでは当たらないかも知れませんが、密接な関係  
もあることではございますので、御指摘を待つま  
でもなく、前向きに検討を加え、かつ、いろいろ  
予算的な面におきましても要求もいたしたいと考  
へております。

○細谷委員 これはこの程度にしまして、次に、  
地方公営企業関係の、主として再建団体につ  
いての給与の関係についてお尋ねしたいと思ひ  
ます。

現在、再建企業というのは、自治省が認可した  
もので百五十五ございませぬ。そのうち幾つが  
いわゆる第八次ベースアップを実現したか、自治省  
としては了承を与えたか、事態をひとつ教えて  
いただきたい。

○細谷政府委員 百五十五のうち約百三十がや  
つています。

○細谷委員 百五十五のうち百三十、それは約で  
すか。

○細谷政府委員 ちやうど手元にあります集計で  
は百二十九になっておりますが、その後ちよつと  
ふえておるようでございますので、約百三十と申  
し上げたわけでありませぬ。

○細谷委員 四月十四日の新聞紙の報ずるところ  
によりますと、百五十五の再建企業のうち、百三  
十二企業は給与改定の認可をもらった、こいう  
ふうに新聞に書いてありますが、これは事実です  
か。

○細谷政府委員 御承知のように、計画の範囲内  
で行なえるものがあるわけでございます。そこ  
で、計画の範囲内で行なうことのできますもの  
についての数字が、現在の段階でちよつと正確に  
つかめておりませぬが、計画を變更いたしましたもの  
はつきりわかっております。これは十三でござ  
いませぬが、いま申し上げましたように、さうい  
った計画のワク内で行ないますものをいれまして申  
し上げました数字が約百三十、こいうこと  
でございます。

○細谷委員 新聞記事でありますから、正確は私  
は保証しませんが、四月十四日の日本経済  
新聞に出ているのは、申し上げますと、百五十五  
のうち百三十二企業は給与改定を自治省は許可を  
した。その理由は、「給与水準などを考へると給  
与改定をせざるを得ない」「財源からみても特に  
支障はない」こいう二点が許可の理由になつて  
おるようでありませぬが、自治省が難色を  
示しているものが残りの二十三企業、その二十三のうち、  
自治省が説得をして、改定を見送って、自治体自  
体も自治省の説得に応じたというものが三企業あ  
る。しかし、残りの二十企業は、給与改定をせ  
びともしたい、しなければならぬ、こいうことだ  
と新聞に書いてあります。きわめて合理的に、び  
しゃつと合う数字が出ておるのですが、どうです  
か、大体真相なんですか。

○細谷政府委員 給与改定をやらぬといつて  
も、みずからやらぬと考へておるところもござ  
いますし、やりたいけれども、水準の高いこと、  
あるいは財源の関係でできないところもござ  
います。

○細谷委員 給与改定をやらぬといつて  
も、みずからやらぬと考へておるところもござ  
いますし、やりたいけれども、水準の高いこと、  
あるいは財源の関係でできないところもござ  
います。

ざいすので、すべてが自治省の承認云々にかかっているわけではございません。したがって、大体的に見当としては、いまおっしゃったような数字のところへ勘定を持たれてもけっこうだと思えますが、正確な数字とは申し上げかねます。

○細谷委員 私の新聞の数字を正確な記事とは言わない、自分のほうでは正確な数字を教えないで、これはおかしいじゃないですか。新聞記事の数字が正確ではないというならば、正確な数字はこうですということ、ここでびしゃりと言っているだけならば、どうにもなりませんよ。あなたのほうはふらふらじゃないの。

○細谷政府委員 自分のほうでやらないものも数字にどう読むかという、私どものキャッチしてない部分も実はあるわけでございます。したがって、そのうちのことを申し上げたわけでございますので、大体的ところは、そういう見当で御理解を願ってけっこうだと思えます。

○細谷委員 たいへん不満な答弁なんです、私は大体この数字が正確だろうと思っております。

そこで、お尋ねをしたいと思いますけれども、三企業は自発的じゃなくて、自治省の説得による説得か、圧力をかけた説得か、それは知りませんが、残りの二十企業というのは、どうしてベースアップをやらなければならぬということでございますが、自治省はどうか、態度といたしましては、再建計画で定めたベース以上の合理化対策を実施する。再建計画は自分で承認しておいて、それよりもっと上回ったベースで合理化計画を進めさせるんだ。財政支出を極力圧縮するために、経営面に改善のきざしがない限り、職員のパフォーマンスは認めないで、定期昇給のみにとどめるんだ。こういう基本方針だというのが、それよりも古い三月十九日付の新聞に載っております。新聞も日本経済新聞です。日本経済新聞というのは、あなたのほうはなかなか信用してないんですよ。日本経済新聞の記事は不正確だとよく言うのです

けれども、しかし、不正確だと言われども、なかなか実態をつかんでおるですよ。こういう方針ですか。

○細谷政府委員 給与改定に関しましては、すでにたびたび繰り返して申し上げておりますように、公営企業法の法律の基本の考え方にまず照らして現在の給与の状況を見る、そして、必要であるならば、財源の許す限りでこれを行なう、こういう基本的な考え方で指導をいたしております。

○細谷委員 前に、この問題につきましてケース・パイ・ケースでというのが大臣の御答弁でございました。せんだつての本委員会において、政務次官の答弁というのは、今日財政再建計画をつくって指導しておりますけれども、その一つの要素としての国庫補助の制度の拡充ということも実現せずにおる。さらには、公共性ということが一体どこまで公共性なのか、そういうようなことなどもなかなか実態は把握しにくい。さらには今日の社会経済情勢というのは、ただ単に一企業の努力のみでは解決できない。それ以上の大きな諸問題というのがあるのだ。そういう問題に目をとおしておいて、ただ一企業の努力で再建計画をつくってやってもほんとうの意味の再建計画というのはいきません。

〔大石(八)委員長代理退席、委員長着席〕  
そういう意味においては、現在の地方公営企業法そのものの実情に即した改正すらも検討しなければならぬのだ。こういう細田政務次官の答弁がこの委員会であつたわけですから、私もそのとおりだと思つておるのです。

そこで、ケース・パイ・ケースでありますけれども、地方公務員である以上は、しかも地公企法、地公企労法という形で労働基本権を与えられておる人たちの労働条件というのは、原則は団体交渉によつて定めらるべき筋のものでありますから、前にも申し上げたように、それぞれ地方自治体、言ってみると、長と議会とが丸となつて、このベースはこの程度認むべきであるという形で再建計画の変更を求めてきた場合には、自

治省はそれを審査して、原則としてはそれを認めざるべきだ、こう私は思つておるべきですけれども、先ほど申し上げましたように、二十企業につきましては、せんだつて十一日の日に指定市の市長が五人そろつておたくへ伺ひした際には、たいへん冷たい機械的な扱いであつたと私は承つておるのであります。そうしますと、この答弁の精神とはいささか違つておるのじゃないですか。どうでしょう。

○細谷政府委員 別に私は違つておるとは考えておりません。私ども前の大臣がたびたび申し上げましたように、ケース・パイ・ケースの指導というものが非常に必要であらうと考えております。また、公営企業自体にいたしまして、よそ各地の状況ということも参考にしたという気持ちも強く持つておるようでございます。そういうふうな意味合いからいいたしても、いろいろ相談に乗るということも必要のことだろうと思つておるのでございます。ただ、いまお話し例に出ました大都市の交通関係で、代表者たちが先般確かに見えました。見えました。冷たいかどうか、これはいろいろ人の見方と期待感の問題でございますので、何とも申し上げかねますけれども、大都市交通の問題については、代表者の方々非常に真剣にお考えになつておる、これは全く私どもも感に打たれたわけでありまして、私どもも同様に、こういう立場にありながらも、どうやったら大都市交通を将来健全な発展をさしていけることができるかというふうには実は考えておつたのでございまして、そういう意味では全く冷たいどころか、非常に話がよく合つたわけでございます。

にどうこうやかましい議論を展開したわけでは毛頭ございせん。ただ、その際出ておりました入貨の問題につきましては、入貨をどうするかというところについて、市長さん方は、他の部局との関係があつて非常に立場がつかないということを強く訴えておられました。私もそういう立場のあることはよくわかります。わかるのでありますけれども、先ほど来申し上げておられますように、公営企業の長い目で見た健全性の維持ということのために、一体どういふ順番でそういう企業を今後育てる方向を考えたらいいか、これはお互いの命題として今後どういふか、こういうふうにして別れたのでございまして、別にそういう意味では私ここで申し上げておることとそちら申し上げましたこととに違いはなかつた、こう思つております。

○細谷委員 細谷さんはたいへん、たたい気持で話してくれたさうですよ。ところが、自治省のビル全体は非常に冷ややかだつたさうですよ。そこで大臣、たとえは一つの交通局なら交通局というものがやっておりますと、ここには路面電車がある、バスがあるといふことです。これは一貫経営しなければならぬわけですね。ところが、現在のバス料金というのはバスだけで、交通局全体じゃありません。都市交通全体ではないのであります。いわんや社会全体の中に置かれておる都市交通という考えの中に立つてものごとを考へておるのじゃなくて、都市交通の中にあるバスの部門だけの原価計算で料金をはじき出しておるわけでありまして、よそのほうにその利益といふものがあつたらば、たとえば現在の危機に瀕しておる路面電車をどう改善していくのか、こういうものと全く切り離された形で料金が決定されておるわけですね。こういうことでありますから、路面電車というのは自動車、バス等で走れなくなつておると、料金は予定どおりあがつていかない、計画どおりにあがつていかない。バスのほうはまあまあ収入があがつていっておる。その料金というのはバスだけで適正な採算ができる程度であつて、よ

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十四号 昭和四十三年四月二十三日 三

そのほりに回すなどということは全く考えない形で料金が運輸省で決定されておるわけですね。これは全くのつもさつちも動かぬという状態にあるわけでございます。したがって、こういう形ではほんとうの意味の再建ということはできません。あるいは都市交通の実態に合つて構造を改善していろいろすることもできないのであります。そういうことでありますから、そういうしわ寄せを、あげて料金の値上げと、それから労働条件の切り下げに押しつけてくるというのは、私は不当であると思つておるわけですね。そういう実態を踏まえて、やはり労働条件というのは地公労法で保障されておる基本権であり、それは団体交渉によつてきめていくという筋合いのものでありますから、やはりこれは冷たいものじゃなくて、そういう基本というのは自治省は守つてやらなければならぬ、そのためにこそ行政局も公務員部もできたわけですから、そういう形で配慮していただきたいと思つておるわけですが、ひとつ大臣の基本姿勢をお尋ねしたいと思つておるのです。

○赤澤国務大臣 そういふ事情を十分承知の上で、なかなか申す段階ではございませんけれども、御指摘のような、ちよつと見ると不合理な点がありまして私も考えております。しかし大都市の交通は、やはり根本的に考え直さなければならぬ時期に来ておる。来ておるといふながら、交通安全その他に追いまわられて、そういう根本的な対策がまだ進みかねておることは、私も全く残念に思つておるわけでございます。

しかし、公営企業の場合は、やはり事業自体の公共性と、それから事業は企業であるという面から来る独立採算性と、これをどの程度どういふところで調和させるかというところは非常にむずかしい問題でありまして、赤字が出るからそれを一般財源で埋めろ、繰り述べるというわけにはなかなかいかない。しかし、この労働基本権とか、あるいはその地域地域の平均賃金のものは十分考へる。それすらも償ふことのできない場合には、やはりこれは根本からいろいろ考へてみなければならぬ問題がある。そういうことの中に、いまバ

スだけ切り離してやるのはおかしいじゃないかとおっしゃることはもちろん言えると思つておる。これはいつも言いますとおり、公営企業もやはりその株主は地域住民でございますし、その代表として使用者側もあれば、また議会もあるわけでございます。労使ともそこはよく話し合つて問題点を解決するということは当然のことであると私は考へます。

○細谷委員 労使よく話し合つて、結論が出たら自治省はこれを尊重していき、こういう大臣のお気持ちだろつと思つて。そういうふうに了解いたしておきたいと思つておる。

そこで、財政局長にお尋ねしたいのですが、社会労働委員会たいへん問題になりました北九州市の例でありますけれども、やはり給食等は医療の一環なのでありますから、これは直営でやらなければならぬ、下請はだめだ、もしやるとすれば最低限公益法人でなければならぬのだ、しかし、たてまはあくまでも直営なんだ、こういうことが厚生大臣の基本的な態度として打ち出されたわけですね。ところが、北九州市は、その原則すらも現在は満たしてないんですよ。全くの私人に下請させておるんですよ。そういう私もこの前言ったように、そういう厚生大臣の意向に沿わないうような下請をやつておることに、あなたのところのなげなしの借りかえ債の二十億円のうち十二億円も、六割強の借りかえ債をやつておることについては、どうも少し自治省は第三者的に三千幾つかの地方公共団体を一視同仁の形でなめておられるのじゃないか、こういう気がしてならないのであります。いかがですか。

○細谷委員 北九病院問題につきましては、すでに御承知のとおり、いろいろな経緯があつたわけでございますが、厚生省と申しますか、いわゆる関係の主管庁におきまして指導の方針を示したわけでございます。したがって、私も原則的にはそういう指導の方針に従うべきであらう、こう考へます。しかしながら、それはあく

までも原則でございます。いま企業体自身が非常な病氣におかされておるといったような、全くやむを得ないような事情の場合には、やはりいろいろな面で非常的な手段も、法の許す範囲内でとらざるを得ないのではなからうか、こういうふうにおきまして、私も、そういう意味合いにそれぞれの企業体の実情に合つた方向でそれぞれ指導をしてまいりたい、かように思つておる。

○細谷委員 いまの財政局長の答弁にはたいへん意味のある内容を含んでおるんですよ。厚生大臣が示した原則は直営であります。もしどうしてもいかならぬ場合には、最低の場合でも公益法人だ、こう言つておるわけですね。それが許される範囲であつて、企業が困つておるのならそれ以外の、厚生大臣の示した以外のことをやつていいということとなら、困つたらどろぼうしてもいいということに通じますよ。そんなばかんなことはありませぬよ。どんなに困つても、医療法で定められた、職安法で定められたものにとつて厚生大臣が示した原則、それにのっとらなければならぬのであつて、そのワケからはずれて、それが困つておるからです、企業が病人だからですということでは、これはだめですよ。いまの答へは取り消していただくかぬと、どんなことをやつてもいいということになりますから。大臣、そういうことになつてまいりますから。実は、県知事が中に入りまして、三月三十一日で二百五十五名の首を切つちやつたわけですね。ですから、公益法人をつくるにも期間がかかりますから、知事の保証のもとに、その期間の間は私人に下請をさせてくれというふうな形になつておるんだと申す。私はこれも違法だと思つておるんですよ。違法だと思つておる。しかし、それをいまのようになつておるから、これをやつてもいいということになりますから、これはたいへん問題ですから、自治省としての基本的な態度をひとつ示していただきたい。

○細谷委員 もう時間がありませんから……。原則はとにかく直営だ、そうでない場合でも公益法人が望ましいというのを、あなたはまだ変な解釈をしておるわけだ。厚生大臣の答弁はそういうことなんです。あくまでも原則は直営であつて、どうしてもいかならぬ場合には最低限公益法人以外になり、こういう趣旨の答弁なんです。ですから、例外として公益法人が望ましい、その例外がまたたくさんあるのだ、こういうことではないのでありますから、ひとつその理解を誤らないようにお願いしたいと思つておる。

最後にひとつ大臣にお願ひしたのでありますけれども、せんだつて私は申し上げたのでありますけれども、単純労働者と地方公営企業に従事する企業職員の間には、不利益処分についての提訴等について法律上不公平な取り扱いがなされておる。せんだつて鎌田さんは北九州の例をあげて、これは分限の問題でありましてから対抗する手段がないのであります。こういう分限に限つてものを申してはいるのですけれども、法律的に分限の首切りとか何とかは別にいたしまして、不利益な問題が出た場合に地方労働委員会等に提訴した場合に、議会が受け付けなければこれはもうだめなんです。しかし地方公営企業の職員はそれが排除されておるのですから、法律上これはどうしても不公平な扱いになつておるわけですね。これは法律を制定する間という形になつて、言つてみま

すと言つておる形になつておるのですが、少なくとも

も法律上の形態は、単純労働者も企業職員も公平な立場、そして救済の道があげられておる、こういう方途を講ずべきだと思っておりますが、ひとつ大臣の答弁を伺っておきたいと思っております。

○赤澤国務大臣 単純労働者は企業職員並みに扱われておると申しますか、それに準ずる形になっておりますので、特に不公平とは思わぬ、こういうことでございます。

○細谷委員 不公平とは思わぬといつたつて、地方自治法の九十六条の十一号では、公営企業職員は排除されておるのですから、これは問題がありますよ、大臣。それは財政局長の答弁では、専門家ではないわけですから、よく検討してください。

○赤澤国務大臣 さらに検討をしてみます。

○細谷委員 厚生省に、時間がありませんからまとめてお聞きします。

実は私は、二、三の市について調べてみたわけですけれども、保育所の措置費についての国庫負担は八割でありますけれども、従来はその八割に對しておよそ九八、九〇程度の国庫負担が行なわれたわけでありまして、言ってみますと七九〇から一の国庫負担になっておったわけですから、今度おたくのほうから、ことしはこれが最初にして最後でありますよということをはっきりと伝えていただいた金というのは大体七二〇くらいにしか当たらないのであります。そうなりますと、これはたいへんなことなのであります。従来はおたくのほうは、それは措置費が乱発されないように十分気をつけての予算配当と思えますけれども、一次の配当、二次の配当、三次の配当という形で、年間を通じては九八、九〇になっておったというわけでありまして、私の調べたところでは、ところが、今回は一次だけ、二次、三次がないというのでありますからたいへんなことではないかと申します。ことしはおたくのほうはその点についてはたいへん努力をして、予算もふやしているし、絶対そういふことが起こらないようにすると言っ

てはおりますけれども、地方団体はこれはいないこと、いましてんやわんやになっております。これについて、少なくとも今年度は重点を置いての仕事をなさるから、例年の国庫負担率を下回るようなことは絶対ありません、こういうことをひとつここではっきりとお約束していただかなければならぬと思っております。お答え願います。

○鈴木説明員 ただいま先生の御質問には、おそらく四十三年度の特に保育所の措置費の交付予定額についての御質問であろうかと思っております。

実は、四十三年度につきましては、先生も御存じのいわゆる総合予算主義といいますが、補正なし予算というのが大前提でございますか、補正なしの予定額といふものを一応各府県に示しておきませんと、非常な赤字を生ずるというふうな事態も予想されますので、実は初めてそういう交付予定額といふものを各府県に示したのでございませぬ。その額の割合が従来の実際の精算割合、これが先生御指摘のように七九〇程度に実績としてはなっております。今回の交付予定額がそれよりも大幅に下回っている、そこに問題があるのじゃないかといふことでございませぬけれども、厚生省といいたしましては、児童福祉法の規定に基づきまして適正な措置を行なった、それに要する費用につきましては、今後ともその費用の国庫負担については努力をしていくつもりでございます。また、そうしなければならぬと思っております。また、しかしながら、交付予定額、これは特に府県によりましては保育事情の非常に進んだところもございませぬ。ことばが適当ではございませぬけれども、中には一部全村保育といつて本来保育所に措置すべからざる児童が措置されている、本来のあり方としてはそういうふうな子供については私的契約として入所するのが適当でございませぬけれども、そういうのが一部入つておるのが実情でございませぬ。そのような事情をいろいろ勘案いたしまして、措置が適当に行なわれている前提でございませぬ。

ざいすれば、当然本来の措置費の八割負担という線で精算をするつもりでございませぬ。

以上のような事情でございませぬので、結果的には先生御指摘のような方向でなると思っております。

○細谷委員 心配要らぬということでありませぬ。そういうことを確認いたしまして、私の質問を終わります。

○吉川委員長 門司亮君。

○門司委員 私はこの機会に、これはきわめて幼稚な質問であつて当を得ないと思つておられますけれども、法案自身についてひとつ聞いておきたいことがあります。

政府も地方の自治体に対する特別の借金については、元利を政府が見てあげるという方法をとつておることもあります。今度の交付税の中にもそれが含まれておる。しかし、国と地方との間で今度の四百五十億の問題はそういうことがどこにも書いてないように私は見受けられる。ただ四百五十億を向こうにやるだけで、大蔵省から出ておる原案を見てみても、こちらを見てみても、何にも書いてない。ただあと三年に均等して五百十億ずつ返すのだといふことが書いてある。その間の事情はどうなつていませぬか。

○細谷政府委員 附則の六項で、法定の額から四百五十億を控除した額がことしの交付税の総額であるといふ趣旨のことが書いてございまして、七項では四十四年度から四十六年度までの各年度に限つてそれぞれ法定の額に五百十億を加算した額とする、こういう例外規定を設けてございませぬ。

○門司委員 私は、それで聞くわけですが、今度の法律はそれだけしか書いてない。ところが、地方に貸し出す場合は元利は国が見てやるんだというふうなことがちゃんとつけ加えてある。一時は貸しつけているのだが、元利を全部国が見てやるんだ。しかし、今度の九十億もそうじゃないですか。地方に出している金もそうだと思う。国から地方に出す場合は、そういう元利を国が見てやるのだといふ何かばかに恩恵のようないことが書いて

あつて、地方から国に貸すときは何も書いてなく、ただいかにあたりまえのような法律の構成というものが一体いか悪いかということなんですね。私はこの辺に、国として少し考えなければならぬ次元が實際あるのじゃないかと思つて、地方に国が出すときには、元利はおれのほうが見てやるんだというふうな、特別債というふうなことを書いておいて、今度は地方から国へ出す場合は、そんなことは一切書かないでこれだけ出してやる、あとは年賦でこれだけ返すのだというふうなこと、こういうものも考え方は自身は、私は実は法律の内容についても少し問題がありはしないかと考える。しかし、こういう議論をいつまでも長くやつておつても時間の関係上あれですので、私はこれ以上聞きませんが、その辺はやはり地方の自治体の気持ちといふものは、われわれが審議する場合は考え方といふものについては非常に不満があるといふことだけはひとつ承知してもらいたい。

その次に、地方の公共団体に対する交付税の配分についてのもの考え方ですが、これもまとめてひとつ聞いておきたいと思つて。

交付税が最初配付税であつたときのいきさつから考えると同時に、シャッフル報告を讀んでみると、特別交付金については一〇〇%を見ておりましたね。そういう報告をしておることは、報告書にそう書いてあるから間違いないと思つて、これがいまの六%にすつと下げてきたといふのは、私はいろいろの原因があると思つて。しかしそれはそれとしておいて、いまの地方自治体の現状といふものが、いまの交付税の配付の方法でよろしいかどうかといふことについては私は最近かなり疑問が出てきた。したがつて、それについてこの機会に考え方を明らかにできればひとつとしておいていただきたいと思います。

それは、今日の都市の類型といひますが、がだんだん変わりつつあるといふこととございませぬ。そして、その内容、いわゆる財政需要の内容といふものがだんだん変わりつつあるといふこととあり

ます。かりにいま、ごく卑近ないろいろのものを調べてみましても、大休人口五万以下の都市というものは財政需要が横ばいのような形をずつと示してきておるといふことは事実だと私は思う。ところが、十万以上の都市になってまいりますと、これは発展過程の都市と言ひ得るのであって、これから先二十万になり三十万になる都市というものを考えてまいりますと、人口増が非常に目立ってきておつて、したがつて財政需要は非常に大きな幅で毎年伸びつゝある。ことにはなほだしいのは、先ほどからお話しになっておる大都市の人口増というものは、実際はどうにもならないほど財政需要がふえてきておる。これについて自治省のいまの算定方式というものが一体追いついておるかどうかということでありませぬ。

これはごく簡単に申し上げてまいりますと、御承知のように人口が一人人ふえれば小学校が一つ必要になる。大体二人から二万五千人ふえれば中学校をどうしても建てなければならぬ。これに基づいて、府県は対応していかなければ高等学校の問題が片づかない。したがつて、こういう形で急速に人口のふえておりますところは、単に外形から見たいまの交付税のあり方、いろいろ議論されておられますけれども、現在ある姿で実際は配付されておる。したがつて、あるべき姿というものはこの配付の基準にはちつともなつておらない。そこに私は問題があるのじゃないかと思ふ。だからこういう各自自治体の現状というものをもう少しはつきり把握する必要があるはしないか。

逆に今度は、きょうは私は詳しい数字についてはここで申し上げる時間はないと思ふので申し上げませんが、地方のいわゆる過疎地域といわれておる人口の減つておるところ等についても、いろいろ問題が今日かもし出されておる。したがつて、この辺で交付税の算定の基準になるものを交える必要はないか。それから、自治省もこういう問題について、やはり十分実態、態様を見る必要はないか、これをいまままで怠つておつたことが、今日大都市の赤字団体に転

落せざるを得ない一つの大きな原因ではないかということがある。黒字の団体がふえたとかふえないとか、地方の財政は好転しているなどかふえないことを言つておられますけれども、地方の財政が好転しているわけでもないのです。それは自治省のいままでの、あるいは大蔵省のいままでの計算方式による計算の結果が、そういうものに出ているのであつて、実際には全く即してないといふことが私は言えると思ふのです。したがつて、そういうことから考えてまいりますと、当然この辺でひとつ地方の公共団体の規模別の分類による交付税の配付の基準というものを定める時期がきておるのではないかと今ふりに考えられるのですが、そういう考え方はありませんか。

○細郷政府委員 市町村分は、いま御承知のように標準団体で十を基礎にして全団体の需要の測定をいたしておるわけでございます。お話しの際は、おそれなく、すみやかに類型別にでも分けて標準団体の数を設定をして、需要の算定をしたほうが実態に合うのじゃないか、こういうふうな議論かと思ふのでございます。その点につきましましては、実は私もいろいろ検討いたしておるのですが、まだ結論を得ておりませぬ。ただ、この分類のしかたがいろいろむずかしい点があると思ひます。人口が同じでありましても、態様が違つておるというふうなこともございます。そこで、いまちやうど手元に持つております数字で大都市、都市、町村という分類でこの三十六年以後の推移を見ましますと、交付税の需要額の伸びと決算の伸びというものはおおむね並行をいたしておるのでございます。そういう意味合いにおきましては、ある程度実態の推移をとりまておるといふことは言えるのではないかと思ひます。しかしながら、なおその現実なるものが財源がないために十分なことできていないといつたような団体もあつるかと思ふのでございまして、そういうものをどういふふうな交付税の中に取り込んでいくか、特に投資的事業のような動的な経

費についてどう取り込んでいくかということについては、なお、私も一そののくふうを必要とする、こういうふうな考えをしております。

○門司委員 これは大臣にひとつ聞いておいていただきたいことですが、いま何か答弁があつたようですが、実態は私はいまだただけははつきりわかりませぬけれども、いまちやうど学校の例を言ひましたけれども、これは好むと好まざるにかかわらず、都市の計画性があればまた別なんですよ。しかし市町村の計画とは全く別の形でだんだん発展していることは事実であります。そして、その市町村の思わざるところと言つて多量の関係なく人口がどんどんふえておる、住宅がどんどんふえておる、いやが上にもそこには施設をやらないわけにはいかぬ、こういう無秩序なふえ方が結局今日のような状態になつてきているのではないか。だから、私は自治省がほんとうに行政的にやろうとすれば、一つはそういう全く秩序のないような都市発展過程というものをどう制約していつて秩序のあるものにしていくかということ、そうすれば、財政の問題等についても、そこからおのずから開けてくる道が私には出てくると思ふ。しかし、現状のように、ほとんど秩序のない状態で発展過程にある都市の財政というものは、一体どうすればいいかということ、私はそういう点についてはひとつほんとうに真剣にこの交付税の問題と関連して考えていただきたいと思ふ。交付税がせつかく財源調整の大きな役割を演ずることになつておるにもかかわらず、実態に沿つておらないという現実の姿が出てくると思ふ。したがつて、これは単に交付税の問題だけではございませぬ。これはごまかく計算をして、一体どういふ形であるべきかというふうなことを考える、非常に問題がありますけれども、最近の都市の緊急整備を必要とするというふうなことは、財源的に見ましても、ほんとうに爆発的と言つていいほど多くの財政需要が出てきております。しか

もそれは、さつき言ひました無秩序に発展して今日この都市行政のあり方でありませぬ。したがつて、単にこれは交付税の問題だけではないで、こういうことから考えてまいりますと、これを抑制するといふことは非常に困難でしようけれども、もう少し何とか秩序のある関係にせよ持つていってまいりたい。これには厚生省も関係いたしましやうし、建設省も関係いたしましやうし、かなり関係するところがあるかと思ひます。こういう点について、大臣、どういふお考えですか。この際、はつきりしておいていただきたいと思ひます。

○赤澤国務大臣 御指摘のとおり、最近人口の移動が激しくて、無秩序とも言えるまでの発展を遂げる個所もあるし、また反面、人口が異常に急減して土着の人々が非常に困つておる現象なども起こつております。ですから、御案内のとおりに交付税面でもいろいろな補正をやつております。九種類にもいろいろな補正、中には人口急増補正とか、財政力補正とかいろいろやつておりますけれども、まだまだそういうことでは間に合はぬような状態が、特殊な地帯には出ておることは御指摘のとおりであります。ですから、国土の均衡ある発展をいたすためには、やはり根本的な政策の樹立が必要でありますし、これは自治省だけで考えて解決できる問題ではありませんし、現状ではやはりそういう無秩序に発展するところのあとを追つかけておるといふのが真相であると思ひます。ですから、われわれもいたしましては、そういう地帯はおのずからその原因もあるわけですから、まず都市計画の確立につとめるとか、あるいは財政需要の実態の把握につとめるとか、あるいは自治省をいたしましては、前から地方中堅都市の構想を持つておるわけでございますが、こういうすべての計画の上に立つて措置いたしませんと、御指摘のような問題を解決することにはなかないか、かように考えております。

○門司委員 これは建設省が発表しております。御存じかと思ひますが、建設省の発表を見ま



すと、昭和六十年に大体日本の総人口が一億一千六百万人になるであろうことを発表しておられる。そうして都市の形態はどういうことになるかという。昭和四十年に大体四千七百万の市街地人口と目されておつたものが二倍強になりはしないか、ここに大体九千万人以上集められるだろうということが報告せられておられます。数字からいへば、九千三百万人と書いてある。これは建設省の発表です。そうならないと、市街地は非常に広くなって、四十年の四千六百万平方メートルから一万二千五百平方キロメートルということになり、大体いまの地域の三倍になる、こういう形で日本の都市というものが進行しておる。しかもその進行は、これはもう何と云つたところで、東京あるいは大阪その他のいまの大都市圏を中心としてどんどん広がっていく。集中するから、その周囲の拡散せざる得なくなつてくる地域がだんだん広がっていく。だから、人口比よりもむしろ地域の広さのほうが大きくなってあらわれてくる。そこにどうしても財政需要の問題が非常に大きな問題として浮かび上がってくる。したがって、それらの問題に対処していかなければならない。だからいま大臣のお話にも、建設省も言っておられますが、建設省はすでにこういうことを言っておるので、これに対して自治省はどう対処しようとしておるか、これを大きな前段としてある程度押えていくには、交付財源をもう少し考えていく必要があるのではないか。

したがって、最後に一応聞いておきたいと思つたことは、いま交付税がことしは余つたから四百五十億貸すという不届きなこと——大臣はおこるかも知れませんが、きわめて不本意なことをされておられますが、私はいまの交付税率は、いわゆる百分の三十二よりもよすような形をいまからとつていかなければ、この都市の発展過程というものに追いつかなくなりはしないか、こういうふうな気がするのですが、それに対する大臣のお考えをひとつ伺つておきたいと思つた。

○赤澤国務大臣 四百五十億がまた出てまいりませうけれども、あれはわれわれは、貸借関係でないというものをたびたび申し上げている。それをどうしても貸借関係だとおっしゃるのですから、そこからいろいろな議論が生まれてくるわけですが、私どもは貸借じゃないと考えております。このことだけは申し上げておきたいと思つた。

後段ですけれども、私、どうも現状の問題は、放置いたしました場合には、言うまでもなく、人口の流動が激しいわけですから、やっぱり都会地に無秩序に移つてくる、これは認めざるを得ませんし、現状は建設省も把握しておられます。また、将来、ほつといたらこうなるであろうという見通しもおのずからつくわけでございます。そのためにも、やはり政府全体といたしましては、産業の分散、また人口の分散ということに重点をかけていまいし、諸政策を行ないつつあるところでございますが、まだそれが出発間もないわけでございます。ですから、実を結ぶところまで至っておりません。先ほど私どもの地方中堅都市のことと申して上げましたけれども、とにかく無秩序な大都会への人口の流入、集中というものを何とか抑制しなければ、単に財政措置だけでは追いつけていくというふうなところだけでは、もの解決にはならぬと思つた。しかし、いま門司先生の御指摘の最後の点です、つまり、こういう事態が起つておるのに、交付税率というものを三二%とまりのことでは措置できないのではないか、むしろこういうものは、将来に向かつて現実を踏まえて、税率を伸ばすとか、いろいろ積極的にやるべきであらうというお考え方につきましては、私も全く同感を覚えるわけでございます。確かに、地方団体では、この面非常に窮地に立っておることもあるわけでございますので、前向きな解決をはかりたい、かように考えます。

○門司委員 あと一つだけですが、先ほどからいろいろ問題になっております地方自治体の公営企業はもとより、一般会計に対するいわゆる起債に

対する問題ですけれども、これは自治省のほうから出た資料であつて、私のところで調べた資料と言へば言えるものですが、これは自治省でよくこの実情は把握しておられますが、こまかい数字は私ばかりは申し上げませんが、四十一年度末の公債といふ数字、起債の総額は、大体普通会計で一兆六千九百一十一億あるわけですね。それから、公営企業関係で一兆七千九百四十億、公営事業会計で十二億、全部合算すると、これが三兆四千八百六十五億という数字になる。このほかにもまだ四千五百三十三億三千万円という、財政の例の債務負担行為が別にあるわけでございます。それから、もう一つあるのは、これは額はわかりませんが、わからぬが、会計年度の支出の中にあらわれてまいります数字を見ますと、一時借入れ金の利息が七十二億といふのが決算額の中に出てきます。しかし、これは一時借入れ金でありませうから、一体どれだけ借り入れているかといふことはよくわからない。わからないが、七十二億の利息を払つておるということでありませうから、かなりの額のほろりかと思つた。こういうものが私は全体の借金だと考へておる。ところが、その中でわれわれが問題にいたしておりましたものを調べてみますと、いわゆる六分五厘の利息——普通、政府の資金が六分五厘といふことはよくいわれておるのでありますが、六分五厘の利息以上のもので一体どのくらいあるかといふと、七分六厘といふのが普通会計で四千二百二十五億です。それから、公営企業関係で六千二百六十六億、公営事業関係で約一億。ところが、その上のランクになつておる八分までの利息といふのが、普通会計で二百七十二億、公営企業関係で二千三百三十億、八分以上といふのが、一般会計で七十八億、公営企業関係では三百一十一億、これを六分五厘以上のものを全部合計したてまいりますと、一兆三千八百八十三億といふ数字になる。三兆四千八百六十五億の全体の起債額の中から、一兆三千八百八十三億といふのが六分五厘以上の金利で払つておる。その中で八分以上といふのが、いま申し上げ

ましたような数字になつておる。これではほんとうに地方の財政といふものが窮屈になるにきまつておる。私は、この交付税の問題では、こういう点がどうしても考えないわけにはいかない。地方の自治体が困つておれば起債を認可してやるんだというふうなことで、何か財政法違反のようなことを平気で言われるのです。財政法には、起債は自分の間許可するところあるけれども、本来は自由にできるうちにちゃんと書いてある。どうも日本の当分といふのは長いのでありまして、戦後二十年間当分の間で続いていますから、いかに許可をしてあげるんだというふうな、政府の権力作用だといふようなことになつておる。政府の権力作用だといふべきものが政府の権力作用によつて自由であるべきものが政府の権力作用によつて自由という抑制を受けている。にもかかわらず、実態を見てみると、こういう姿であつて、これでは地方の自治体が一体どういふ形で財政の立て直しが可能かといふことである。

そこでこの機会に、数字だけでよろしゅうございませうから、もう約束の時間になりますので、この辺でやめなければなりません。数字だけ要求をいたしておきたいと思つたことは、いま申し上げました六分五厘以上の利息、これは公営企業関係にはいろいろありませうが、これらの問題を、一兆三千八百八十三億といふ数字を、もし全部が六分五厘の利息だとして勘定することにすれば、一体どのくらい地方の自治体に財政的のプラスがあるかといふことが一つであります。したがつて、これについて資料を出していただきたいと思つた。

それから、もう一つの問題でここで明確にしておきたいと思つたことは、先ほどからいろいろ問題になつております例の水道の問題ですが、人口が非常にふえておりました、そうしてほとんど全部が井戸にたよらないで水道によるということになります。これは簡易水道をはじめ全体がそういうことが言えるかと思つたので、そういうふうな水道が非常に普及しなければならぬときに、御承知のように、日本の水道の実態をこく概略を見て

みますと、これも水道白書を読めばこういふことを書いておるのでありますが、水道白書の中にはちゃんと、取水費が一番高いのが秋田県の男鹿市であつて、十トン当たり七百四十円、一番安いのが長野県の岡谷であつて十トン当たり五十円、この大きな取水費の開きというものが一体そのまま認められてよろしいかどうかといふことである。私は、少なくとも国は、水道はどうしてもやらなければならぬこと、国民が全部水を飲まなければならぬことはわかつておるのであるから、したがつて、今日、地方自治体の公共料金の値上げといふことが大きな問題になつておられます。それらの問題は、おおよその基準をきめて、それ以上の取水のための費用を出しておるような公営企業については、私は、いまよりも一そう特別な財政援助をする必要があるのではないかと。ここまでくれば、もうこれは公営企業といふことは独立採算制ではなくて、ある意味における社会保障の意味がここに強く出てきてよいのじゃないかといふような気がするのです。そうしなければ、いつまでたつたつて日本の水道というものは完全にならぬし、同時に、公共料金の値上げというものがめちやくちやに行なわれる。東京を見てごらん下さい。取水費が一トン当たり三十六円でしょう。売っているのが二十八円、その差額はずつと赤字になつて、現在百二十億の赤字を持つてゐる。どうしてもこういうことが出てくる。国民の負担能力と原価との開きが結局不必要に摩擦を起こさせておる。水道料金の値上げに摩擦を起こさせておる、こういう結果が出ておる。こういうふうに見てまいりますと、どうしてもやはり国民の負担能力といふものを考えてくれば、そこに社会保障の意味が私は介在してもちつともふしじやない。そうすると、いま申し上げたように、大体二十円以上の取水費をかけているところについては、国がめんどうを見る必要がある。

ここでついでに申し上げておきますが、水道をずつと調べてみますと、大体借金が八〇%なんです。ほんとうの意味の自己資金は二〇%しかない。八〇%はさつき申し上げましたような高い利息の金を借りてやつておるところに無理がある。だから、こういうものを緩和することのために、いま申し上げましたように、水道についてはひとつ一定の線を引いて、それより以上の取水費のかかつておるところについては、国が何らかの財政の援助をする、あるいは利息を非常に安くしてあげるというような形ができないものかどうかが。これが解決しない限りは、日本の水道の料金の問題はいつまでたつても解決しないと思う。その辺の大臣のお考えをこの質問の最後に聞かしておいてもらいたいと思つておる。

○赤澤国務大臣 非常に取水費が高いとどうしても料金にはね返つてまいりますので、できるだけ軽減したいといふ考えから、借りかへ債に乗りかへたことでは追つつかぬことは私も認めます。それからまた、現在のものよりも私も心配いたしておりますことは、これから人口の大きな移動に備えて、水源もないところへたくさん集中しますと、今度は他県のないところから水をとつてこなければならぬと予想される地域などもございまして、あわせて水の確保ということも大切な政治の項目でもありますので、御指摘のような問題につきましては十分前向きに検討いたしたいと思つておる。

○門司委員 財政局長、資料を提出なさいませう。

○細野政府委員 資料は提出いたします。

○門司委員 それから、約束の時間より二、三分過ぎましたけれども、資料をもう一つ類みたいの、これは公にしておいていただきたいと思つておる。各府県並びに市町村の一般収入と借金の表が各府県別、市町村別にわかるならひとつ出してもらいたい。どの市がどれだけの収入で、どれだけの大きな借金をしているか、これは交付税の算定の中にどういふものがある程度入れる必要がありはしないかと考えている。できたら、それを出しておいてください、非常にむずかしいことか

もしれないが。

○細野政府委員 各団体別のはちよつと作業がいへんでございませうから、せめてグループ別くらいで、なるべく御期待に近いものを出したいと思つておる。

○古川委員 これにて本案に対する質疑は結局いたしました。

○古川委員長 これより地方交付税法の一部を改正する法律案を討論に付します。

○古川委員長 これより地方交付税法の一部を改正する法律案を討論に付します。

○河上委員 私は日本社会党を代表して、内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案に反対いたしますのであります。以下その理由を述べます。まず第一は、いわゆる四百五十億の取り扱ひであります。今回の措置においては、地方交付税及び譲与税配付金特別会計から四百五十億円の一般会計に貸し付けを強要し、一方、地方団体の資金運用部資金による地方債のうち約二百五十億を繰り上げ償還し、その資金を交付税及び譲与税配付金特別会計で借り入れて地方交付税に加算して地方団体に交付することになつておられます。これは地方自治体が政府に金を貸してつたり、借りたり、わけのわからない芝居を演じているにひとしいものであります。しかも実際には、地方交付税の削減を策したものでありまして、かつ地方財政は豊かであるかのごとき幻想を振りまく危険な措置であります。これは地方財政の危機、財政需要の増高する実態から見て許しがたいことであり、かつ将来の地方財政にとつて大きな禍根を残したものと見て、重大な警告を發せざるを得ません。

第二は、今回の地方交付税改正のうち、最も注目され、最も緊急に要請されている過疎地域対策や過密地域対策については、その基準財政需要額の増額は、わずか二百一億円の後進地域対策と、百億円という少額の過密地域対策にすぎないのであります。これでは、とうてい財政需要を満たす

ことはできないことは明らかであります。たとえは、現在大都市が財政的な危機に瀕していることは大方の認めるところでありまして、これは、これまで財政制度の改革、地方独立財源の充実を怠つてきた政府にその責任があることは明白でありまして、特に六大指定都市については、地方自治法上府県並みの事務を移譲しながら、その財源については基準財政需要額の算定に十分見えていないことは、かねて指摘されてきたところでありまして、これは早急に是正されねばならないと考へるものであります。

第三点として、特別事業債の償還計画(交付団体分)を政令にゆだねている点であります。これは本来国が処置すべきものでありまして、その元利償還については国が明確に保障すべきものであります。これは本委員会でも再三にわたつて約束されているところであり、これを政令にゆだねるがごときは不届きしごくであると思つておる。われわれは、これを法律に規定すべきであると主張するものであります。

第四点、今回の交付税が給与規定について補正を行なわぬという原則をとつておられる点であります。国は、米価、公務員賃金について補正予算を組まないといふ、いわゆる総合予算主義をとつておられます。予備費は、災害を含めわずか七百五十億しか用意しておりません。予想される人事院勧告を地方公務員に適用した場合に要する経費がこれを上回つたとき、一体どうするつもりでありましょうか。要するに、今回の措置は国のいわゆる所得政策に協力するものではないかと。

第五点、地方公営企業への扱ひ方でありまして、地方公営企業は独立採算制のワクのもとで累年赤字に苦しんでおられます。その赤字解消の根本的方策には見るべきものがなく、その重圧は、受益者負担の名のもとに住民の肩の上にしわ寄せされておられます。地方公営企業においても、民間大企業への過大なサービスが政策的配慮の名のもとに行なわれ、住民への配慮はそれに比してきわめ



て薄く、公営企業の公共性はますます無視されていくことを指摘せざるを得ません。今回の地方交付税法は、その点について何らの改善も見られないのであります。

第六点は、地方自治体の本来の業務たるべき業務を、特定業務の名のもとに民間委託の傾向が顕著になりつつある点であります。その傾向は、社会福祉事業、清掃のごとき国民生活に深い関係を持つ分野において特に著しいのであります。具体的には、社会福祉事業団または民営への移行という措置が、簡素化、効率化の名のもとに、自治省の指導のもとに進行していることは遺憾であります。これは要するに安上がり策を講じたものでありまして、住民サービスの低下をもたらすものとして、われわれは嚴重な警告を発するものであります。

以上のような理由によりまして、今回の地方交付税法の一部を改正する法律案に対しわれわれは反対し、その討論をいたすものであります。(拍手)

○古川委員長 折小野良一君。

○折小野委員 ただいま議題となっております地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、私は民社党を代表いたしまして、反対の立場から討論をいたしたいと思います。(拍手)

簡単に申し上げます。交付税制度が、今日地方の財源といたしまして非常に重要な位置を占めてまいりました。また、地方におきましても、非常にこれに対して期待をいたしております。ところが、この制度の運用が、その範囲内におきまして精妙巧緻になっていけばいくほど実態に即さなくなつてきつつある。現実との差をますます大きく開いていきつつある。こういうことを私ども見ざるを得ないわけでございます。こういう点からいたしまして、私どもは、現状にきわめて大きく隔たつてきつつある交付税制度、特に今回のこの改正に対しまして反対をせざるを得ないわけでありませぬ。

その具体的な事例について二、三申し上げま

すと、今日都市化が非常に進行いたしてまいっておりますが国の自治体におきまして、過密対策というのはいくつかの重要な施策でございます。しかもその進行はきわめて早い。これに対しまして財政措置が追いついていけません。したがって、過密に伴ういろいろな社会問題を惹起している。これが現在の地方団体の実態でございます。こういう面に対しまして、交付税制度がもつて現実に即応した有機的な機能を發揮する、こういうことが期待されるわけでございますが、現実におきましてはなかなかその期待に應ぜられないというのが実情でございます。こういうような点につきまして、もつともつと有機的な機能が發揮されるように考慮すべきである、かように私どもは考えます。

その反面には過疎問題というのがあります。これもまた関係区域におきましては非常に重要な問題でございます。今日過疎地域の地方団体におきましては、すでに行政の機能をも失いつつある。これが現状でございます。したがって、過疎は過疎を生むというような形におきまして地方の荒廃を招来しておるといふのが現状でございます。こういうような面に対しまして、この交付税法におきまして考えられております過疎対策は、決して十分であるというところは申せないのであります。もちろん交付税だけが過疎対策のすべてではございません。しかしながら、特に交付税を中心とした過疎地域の行政の機能を回復するということとは今日きわめて重要な施策であろう、かように考えます。こういう面につきまして、今回の改正はその機能を十分發揮し得ていない、かように私どもは考えます。

また、今日地方団体がいろいろな事業を実施するにあたりまして、用地というものが非常に大きな問題になってまいっております。これは現実の問題であります。この点につきましては、国の土地対策、なかなか土地価格というものが十分行なわれていないということに一番大きな原因があるわけでございます。しかし、それぞれの地方団

体がいろいろな事業をやるにあたって非常に困っておる用地、これに対する財源、こういうものに對する十分な配慮というものがこの交付税制度の中においてとられていない、こういう点もまた地方団体の行政の実態に即しない一つの理由でもあつたように思ふに私どもは考えております。こういうような点を中心にした実態に即する機能の發揮というものを心から期待をしたいわけでございます。

特に、先ほど来出ております四百五十億の貸し付けの問題でございます。大臣は、これは貸し付けではない、貸借関係と考えるからいろいろ問題があるのだとおっしゃいます。といたしますならば、これは実質的には交付税率三三〇の切り下げだ、こういうふうに申して差しつかえないわけでございます。現在の地方団体の財政の実態からい

たしますならば、むしろ将来にわたりましたこの三三〇の税率を引き上げてもらいた、これが切なる願ひであろうと私どもは考えるわけでございます。借りたり返したり、あるいは借りたものを返すためにまた借りたり、こういうような交付税制度の本来の機能に即しないようないろいろな操作をあまりにもやられるといふことは、適当じゃないんじゃないか。むしろ今日におきまして、この交付税制度というものを、政府の立場においてあまりにもいじり過ぎる、あまりにもあそび過ぎる、こういうふうに私どもは感ずるわけでございます。

そういうような点におきまして、今回のこの改正に對しまして反対をせざるを得ないわけでございます。将来にわたりました、交付税制度の本来の財政調整的な役割りというものを、十分に果たしていただけるよう、機能的な面の充実につきまして一その御配慮をお願いをいたしたいわけでございます。

以上、簡単に理由を申し上げまして、反対討論をいたします。(拍手)

○古川委員長 小濱新次君。

○小濱委員 私、公明党を代表して、地方交付

税法の一部を改正する法律案に對して反対の意見を表明するものであります。(拍手)

その第一の理由は、今回地方交付税から国の一般会計へ四百五十億円貸し付けたことでありませぬ。最近、地方財政の収支じりみをとらえて、地方財政は好転したとの論をなすものがありませぬ。これは事象の一片のみをとらえたもので、地方財政の収支は借金によってかろうじてささえられてはいるにすぎず、その上地方財政には住民福祉の面において行なうべき緊急の仕事が山積しておるのであります。

その二、三の例をあげてみますと、大都市周辺の市町村においては、人口の過密化に伴い、学校、公営住宅等の建設を至急に行なわなければならないにもかかわらず、これらの施設整備に要する市町村の負担はあまりにも多く、市町村財政を著しく圧迫しているものであります。また、地方道の整備は国道に比して著しく立ちおくれ、地方団体はこれらの整備に要する財源の捻出に苦慮いたしておるのであります。さらに、工業の発展により、各地にコンビナート工場が建設されておりますが、その消火施設等はあまりにも貧弱であり、一たび火災が発生した場合には大災害を引き起こす事態が予想されるのであります。これらの施設等は早急に整備しなければならぬのであります。

その他地方団体において住民福祉のために行なうべき事業がたくさんあるにもかかわらず、今回の貸し付け措置は全く納得がいかなないのであります。

第二は、国と同一基調により地方の公共事業を抑制したことでありませぬ。これは景気抑制という国のフィスカルポリシーに協力するものと思われませぬが、地方自治の使命、役割りに照らし合わせてみても、このような方針は不適当であると考えられるものであります。

第三は、災害債の繰り上げ償還を基準財政需要額に算入したことでありませぬが、これは交付税の恩恵を受けない不交付団体とのつり合いから考え

て不合理であると考えられるのでございます。

第四は、毎年人事院勧告が出されるのが通例となっており、今年もおそらく勧告が予想されますが、これを地方公務員に適用した場合の給与改定費のうち交付団体分として五百六十億円を計上しておりますが、これを上回った場合の措置が考えられていないことでもあります。

以上の点につきまして、今回の地方交付税法の一部を改正する法律案に対して公明党は反対するものであります。

以上であります。(拍手)

○吉川委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○吉川委員長 この際、大石八治君、山口鶴男君、折小野良一君及び小濱新次君から、四派共同をもって、ただいま可決いたしました地方交付税法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、その趣旨の説明を求めます。大石八治君。

○大石(八)委員 私はこの際、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、地方交付税法の一部を改正する法律案に対しまして、次の附帯決議を付したいと思っております。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方財政の現状にかんがみ、左の諸点に留意すべきである。

一、地方債については政府資金の充実をはかるとともに、地方公営企業における国庫補助制

度を拡充し、借換債を拡大するほか、公営企業金融公庫については出資金を大幅に増額する等その機能の充実強化に努めること。

二、人口の急増に伴ない、文教施設の増設を必要とする市町村に対し、その実態に応ずる財源措置を講ずること。

三、地方交付税の配分については、市町村の財政需要を動態的に把握し、その実態に適應するよう努めること。

四、基地所在またはこれに類する市町村における財政需要を考慮して、必要な財源措置を講ずること。

五、学校、道路等における国および都道府県の負担を市町村または住民に転嫁しないよう必要な法的措置を強化すること。

以上であります。何とぞ皆さまの御賛同をお願いいたします。

○吉川委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、大石八治君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、赤澤自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。赤澤自治大臣。

○赤澤国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重して善処いたします。

○吉川委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉川委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時二十二分散会